港区立赤坂小学校校長 齋藤 恵

学校感染症に関するお知らせ

お子様は、現在、学校感染症で、下記の期間出席停止となっております。登校する際には、下 記の「学校感染症登校連絡票」を(各事項記入の上)担任に提出してください。

記

1 主な学校感染症と出席停止期間

- 1) インフルエンザ・・・・・・・・・・発症した日を0日として5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児に当たっては、3日)を経過するまで。
- 2) 百日咳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による 治療が終了するまで。
- 3) 麻しん (はしか) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・解熱したあと3日を経過するまで。
- 4)流行性耳下腺炎(おたふく)・・・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発言した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- 5) 風しん(3日はしか)・・・・・・・・・すべての発疹が消えるまで。
- 6) 水痘(みずぼうそう)・・・・・・・・・すべての発疹がかさぶたになるまで。
- 7) 咽頭結膜熱 (プール熱) ・・・・・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで。
 - *上記の期間内であっても、医師がその感染予防上支障がないと認めたときには、医師の「診断書」を添えてください。

2 その他の学校感染症と出席停止期間(医師の診断が必要)

- 1) 結核
- 2) 髄膜炎菌性髄膜炎
- 3) 腸管出血性大腸菌感染症

し医師により感染のおそれがないと認められるまで

- 4)流行性角結膜炎
- 5) 急性出血性結膜炎
- 6) その他 (
- *診断書については、学校に用意してあります。

3 新型コロナウイルスに係る出席停止

- 1)新型コロナウイルス(感染者)・・・・・・・・ 保健所もしくは医師により感染のおそれがないと認められるまで。
- 2) 新型コロナウイルス(濃厚接触者)・・・ 保健所が指定する自宅待機期間が終了するまで。ただし、 新型コロナウイルス感染を疑われる症状(発熱、咳、味覚・ 嗅覚症状等)がないこと。
- *新型コロナウイルスに係る出席停止については、医師の証明書等は不要です。

学校感染症登校連絡票

幼児・児童・生徒 氏名	年	組	氏名			
病名						
病気にかかっていた期間	年	月	日から	年	月	日まで
受診していた医療機関						

上記のものは1. 出席停止期間を過ぎましたので登校させます。

2. 医師の許可がありましたので診断書を添えて登校させます。

(※1または2に○をつけてください。)

年 月 日

(あて先) 保護者氏名 印

港区立赤坂小学校長